

○岩手県道路交通法施行細則の解釈・運用の制定について

〔平成20年3月11日 警察本部長〕
岩交通 第12号
各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

〔沿革〕平成20年8月27日岩交通第41号、平成21年3月26日岩交通第20号、平成21年6月23日岩交通第38号、平成22年4月1日岩交通第142号改正

岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号）の解釈・運用については別添のとおりであるから、誤りのないようにされたい。

なお、岩手県道路交通法施行細則の解釈・運用について（平成13年3月30日付け岩交通発第74号）は廃止する。

別添

岩手県道路交通法施行細則の解釈・運用の制定について

第1 申請等の経由（第2条関係）

公安委員会に提出する申請書、届等の文書の経由は、別表第1に掲げる区分により行うものとし、申請者等の住所地（法人等の団体にあつては、法人等の主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。）を管轄する警察署長のほか、交通企画課長、交通指導課長、運転免許課長、住所地を管轄する警察署長以外の警察署長を経由しなければならないことを定めたものである。

第2 交通規制の対象から除く車両等（第5条関係）

公安委員会又は警察署長（以下「公安委員会等」という。）が道路標識等を設置して行う交通規制の対象から除く車両を定めたものである。

1 道路標識等による規制の対象から除く車両（第1項第1号）

高度な緊急性又は公共性を有する車両を交通規制の対象から除く車両として定めたものである。

(1) 人命救助のため使用中の車両（第1号ア）

救急用自動車等の緊急自動車はもちろんのこと、救急用自動車等以外の車両であっても、人命を救うため事案の現場に急行する場合や生命に関わる傷病者を医療機関に搬送する場合等の車両が該当する。

(2) 警衛列自動車及び警護列自動車（第1号イ）

「警衛列自動車」は、警衛要則（昭和54年国家公安委員会規則第1号）第1条に規定する行幸、行啓又はお成りの際に、天皇及び皇族が乗用される自動車のほか、随従員及び警衛員が乗用する自動車が該当する。

「警護列自動車」は、警護要則（昭和40年国家公安委員会規則第3号）第2条に

規定する警護対象者を警護する際に、警護対象者が乗用する自動車のほか、随行員及び警護員が乗用する自動車も該当する。

- (3) 災害対策基本法に基づく災害の応急対策の実施のため使用中の車両（第1号ウ）
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合に応急対策に従事する車両であれば、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第6条第1項に規定する標章の掲示の有無に関わらず該当する。

2 道路標識等による通行禁止の規制及びこれらに係る指定方向外進行禁止の規制の対象から除く車両（第1項第2号）

緊急性又は公共性を有する車両を通行禁止の規制及びこれらに係る指定方向外進行禁止の規制（以下「通行禁止等規制」という。）の対象から除く車両（以下「規制除外車両」という。）として定めたものである。

規制除外車両の多くは、その形状又は塗色等により外形上の明白性があり、規制除外車両以外の車両との識別が容易であるが、仮に、識別が困難であっても、緊急性又は公共性の観点から通行禁止等規制の対象から除くものである。

- (1) 水防活動及び消防活動の緊急用務のため使用中の車両（第2号ア）
水防のための出動に使用する自動車又は消防のための出動に使用する消防用自動車（以下「消防用自動車等」という。）の緊急自動車はもちろんのこと、消防用自動車等以外の車両であっても、水防又は消防の活動ため事案の現場等に急行する車両や被害の拡大を防ぐ活動のため使用中の車両が該当する。
- (2) 病人及び負傷者の緊急搬送のため使用中の車両（第2号イ）
救急搬送のために使用する救急用自動車の緊急自動車はもちろんのこと、救急用自動車以外の車両であっても、傷病者を医療機関に緊急搬送するため使用中の車両が該当する。
- (3) 公職選挙法に基づく街頭演説又は街頭政談演説のため使用中の選挙運動用自動車又は政治活動用自動車（第2号ウ）
公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙運動用自動車又は政治活動用自動車としての表示をし、街頭演説又は街頭政談演説のため使用中の車両が該当する。
- (4) 道路及び道路附属物の維持又は管理のため使用中の道路維持作業用自動車（第2号エ）
道路交通法施行令（昭和35年政令第270号、以下「令」という。）第14条の2に規定する道路維持作業用自動車であって、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）の規定に基づき設けられる黄色の灯火をつけて道路及び道路附属物の維持又は管理のため使用中の車両が該当する。
- (5) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のため使用中の車両（第2号オ）
警察官等の職務権限を有する者による犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り等の公共の安全と秩序の維持のため使用中の車両が該当する。
上記以外でも、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する感染症及び家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）

に規定する家畜伝染病の予防及びまん延の防止、野犬等の捕獲、目前で行われようとしている犯罪の制止及び現行犯人の逮捕等、公共の安全と秩序の維持のための活動に準ずる活動に使用中の車両も該当する。

- (6) 裁判所法に規定する執行官が民事執行法に基づく強制執行等のため使用中の車両（第2号カ）

裁判所法（昭和22年法律第59号）に規定する執行官が民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づき、債務者が占有する動産の差押等の強制執行や債務者が所有する不動産の形状又は占有関係の現況調査等に使用中の車両が該当する。

- (7) 専ら郵便法に規定する郵便物の集配又は電気通信事業法に規定する電報の配達のため使用中の車両（第2号キ）

郵便事業者による郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する第一種から第四種までの郵便物の集配、電気通信事業者による電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に規定する電報の配達のため使用中の車両が該当するが、これらの者から委託を受けたものが使用中の車両も該当する。

- (8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物の処理又は清掃のため使用中の車両（第2号ク）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する一般廃棄物の処理又は清掃のため、市町村長又は市町村長から委託を受けた者（以下「市町村長等」という。）が使用中のごみ収集車又はし尿処理車等が該当するが、同法に規定する産業廃棄物の処理等に使用する車両又は市町村長等の委託を受けない者が行う一般廃棄物の処理等に使用する車両は該当しない。

- (9) 信号機、道路標識その他の交通安全施設の維持又は管理のため使用中の車両（第2号ケ）

公安委員会又は道路管理者が信号機又は道路標識等を始めとする交通安全施設の維持又は管理のため使用中の車両が該当するが、これらの者から委託を受けたものが使用中の車両も該当する。

- (10) 電気、ガス、水道又は通信に関する緊急修理等のため使用中の車両（第2号コ）
停電、ガス漏れ、公共水道の漏水及び電話、インターネット等の情報通信の不通等の事案が発生した場合において、事案の拡大を防ぎ、又は危険を防止するなどの緊急修理等のため使用中の車両が該当するが、危険防止等の緊急性があれば、一般家庭等への対応のため使用中の車両も該当する。

- (11) 報道機関が緊急取材のため使用中の車両（第2号サ）

新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関が、事件現場又は事故現場等の緊急取材に使用中の車両が該当するが、緊急取材のため報道機関が雇用したタクシー等も含まれる。

- (12) 医師法に規定する医師又は保健師助産師看護師法に規定する助産師が緊急往診のため使用中の車両（第2号シ）

医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師又は保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する助産師（以下「医師等」という。）が緊急往診のため使用中の車両が該当するが、医師等が直接運転する車両のほか、医師等が同乗

している車両も該当する。

- (13) 道路運送車両法に基づき患者輸送車又は車いす移動車としての登録を受け、身体の障害により歩行が困難な者を搬送するため使用中の車両（第2号ス）

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定に基づいて患者輸送車又は車いす移動車と自動車検査証に明記された車両で、身体障害者、負傷者、病人等の歩行の困難な者を搬送するため使用中の車両が該当する。

- (14) 法第51条の4第1項の規定による放置車両の確認及び標章の取付けのため使用中の車両（第2号セ）

道路交通法（昭和35年法律第105号、以下「法」という。）第51条の4第1項及び第51条の8第1項の規定により警察官又は警察署長から委託を受けた放置車両確認機関の駐車監視員が放置車両の確認及び標章の取付けのため使用中の車両が該当する。

- (15) 事故車両及び故障車両の撤去又は修理のため使用中の車両（第2号ソ）

交通事故及び故障により道路上から移動できない車両の移動、撤去又は修理を行うため使用中の車両が該当する。

- 3 道路標識等による法第22条第1項の規定による最高速度の規制の対象から除く車両（第1項第3号）

交通の安全と円滑を確保するため、最高速度の交通規制の対象から除く車両を定めたものであり、警察官が交通取締りに使用中の自動車が該当する。

交通取締りに専従する交通機動隊の自動車はもちろんのこと、警察署の交通事故処理車、警ら用無線自動車及び所管区警ら車等であっても、交通取締りに従事中であれば該当する。

- 4 道路標識等による法第45条第1項の規定による駐車禁止の規制並びに法第49条の3第2項及び第4項の規定による時間制限駐車区間の規制並びに法第49条の4の規定による高齢運転者等専用時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両（第1項第4号）

警察官等に停止を求められている車両のほか、緊急性又は公共性を有する用務に使用中の車両、緊急性又は公共性を有する用務に使用中であることが外形上明らかな車両及びエに規定する身体に重度の障害又は疾患のある者（以下「除外対象身体障害者等」という。）が現に使用中の車両で標章を掲出しているものを駐車禁止規制及び時間制限駐車区間規制の対象から除く車両として定めたものである。

なお、除外対象身体障害者等が現に使用中の車両であれば、使用目的及び使用形態等を限定しないものである。

また、標章は、車両を特定して交付するものではなく、除外対象身体障害者等に交付するものであることから、仮に、除外対象身体障害者等がタクシー等を利用する場合であっても、標章を当該タクシー等に掲出すれば除外対象身体障害者等が現に使用中の車両に該当する。

(カ)に規定する色素性乾皮症の患者が使用する車両について、駐車禁止の規制及び時間制限駐車区間の規制の対象から除外する時間を昼間に限ることとしたのは、同疾患の特殊性からである。

- (1) 第2号アからエまでに掲げる車両（第4号ア）

第2号アからエまでの解釈と同様である。

- (2) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序維持のため、警察官等に停止を求められている車両（第4号イ）

車両検問や職務質問、交通指導取締り及び犯罪捜査など全ての警察活動に伴い、警察官等（道路交通法第6条に規定する「警察官等」と同義である。）に停止を求められている車両をいう。

- (3) 次に掲げる車両で、当該用務に使用中であることが外形上明らかなもの（第4号ウ）

当該用務に使用中であることが車両の形状又は塗色等の外形上から明らかな車両を除外するものであるが、当該用務に使用中であることが外形上明らかでないものは、標章を掲出している場合に限り該当する。ただし、用務の性質上、標章の掲出により当該用務の遂行に支障がある場合には、標章の掲出を要しない。

ア 第2号オからソまでに掲げる車両（第4号ウ(ア)）

第2号オからソまでの解釈と同様である。

- イ パーキング・チケットの発給設備の維持又は管理のため使用中の車両（第4号ウ(イ)）

パーキング・チケットの発給機及び駐車枠の管理者が、これら設備の維持又は管理のため使用中の車両が該当するが、管理者から委託を受けた者がパーキング・チケットの発給機及び駐車枠の維持又は管理のため使用中の車両も該当する。

- (4) 身体障害者のうち、(ア)に掲げる者以外の者であって、公安委員会が歩行が困難であると認めるもの（第4号エ(イ)）

「公安委員会が歩行が困難であると認めるもの」には、身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、視覚障害の等級が4級の2の者並びに下肢不自由の等級が5級及び6級の者が該当する。

- 5 法第48条の規定により法第47条の規定による停車又は駐車の方法以外の方法により停車又は駐車できる車両として道路標識等により指定する車両は、前項第2号クに掲げる車両及び貨物の積卸しのために使用する車両で警察署長が許可したもの（第2項）右側停車及び駐車ができる車両について定めたものである。

公安委員会等が道路標識等により右側停車又は右側駐車のできることを指定する車両とは、第2号クに規定する車両及び貨物の積降しのため使用する車両で警察署長の許可による駐車禁止解除許可証の交付を受け、同許可証を掲出している車両が該当する。

第3 警察署長の通行許可（第7条関係）

公安委員会等が道路標識等により車両の通行を禁止した区域若しくは区間（以下「通行禁止区域等」という。）における警察署長の通行許可について、その対象を定めたものである。

- 1 公安委員会が定める事情の規定

令第6条は法第8条第2項の政令で定めるやむを得ない理由を規定しているが、細則第7条では、令第6条第3号の公安委員会が定める事情を規定したものである。

- 2 許可の前提

「通行禁止区域等内に起点又は終点を有する場合」を前提として、各号に規定する場合を許可の対象としたものである。

許可の理由は、通行しなければ目的を達せられない「やむを得ない理由」がある場合に限られ、単に通行禁止区域等を通過するだけの車両は、許可の対象とならない。

3 許可の対象

- (1) 貨物の集配その他日常生活に欠かすことのできない物品を運搬しなければならない相当の理由がある場合（第1号）

国土交通大臣又は地方運輸局長の許可等を受けた運送事業者による貨物の集配、業務として燃料、新聞等の生活必需品の運搬等のため通行しなければならない場合が該当する。

- (2) 冠婚葬祭等社会慣習上通行しなければならない場合（第2号）

結婚式、葬儀、神事及び祭礼等、社会生活で一般的に行われている儀式等の主要部分を行う目的として使用するため通行しなければならない場合が該当する。

- (3) 身体障害者が使用する車両で、通行しなければならない相当の理由がある場合（第3号）

疾病又は傷害によるものを含む身体の障害のため歩行の困難な者が、自ら、通院、買い物等日常生活を送る上で欠かすことのできない用務のため通行しなければならない場合が該当する。

なお、身体の障害のため歩行の困難な者以外の介助者等が運転する場合は、令第6条第2号の規定に基づく許可の対象となる。

- (4) 公益その他業務上の必要により通行しなければならない相当の理由がある場合（第4号）

次に掲げる場合が該当する。

ア 電気、ガス、水道又は通信に関する一般修理等のため通行する場合

イ 道路維持作業用自動車以外の車両による道路及び道路付属物の維持又は管理のため通行する場合

ウ 健康診断又は採血のため通行する場合

エ 医師等が一般往診のため通行する場合

オ 高齢者又は身体障害者等に対する訪問看護、訪問介護、給食運搬等のため通行する場合

第4 緊急自動車及び道路維持作業用自動車の指定及び届出（第9条、第9条の2、第9条の3及び第9条の4関係）

令第13条第1項に規定する緊急自動車及び令第14条の2に規定する道路維持作業用自動車の指定及び届出の手續について定めたものであるが、指定等の具体的な取扱要領等については、別に定めるところによる。

第5 駐車禁止の解除等（第10条関係）

公安委員会等が道路標識等により駐車を禁止する場所、法第45条第1項各号の駐車を禁止する場所及び時間制限駐車区間規制の場所において、警察署長が駐車を許可する場合の要件を定めたものである。

- 1 許可の要件（第1項）

車両に係る駐車が、細則第10条第1項各号のいずれにも該当する場合に限り許可することを定めたものである。

(1) 駐車の日時（第1号）

交通に危険を生じさせ、又は交通を著しく阻害する時間帯であるか否かは、申請に係る駐車時間における具体的な交通環境によって判断することとなる。

(2) 駐車の場所（第2号）

交通に危険を生じさせ、又は交通を著しく阻害する場所であるか否かは、申請に係る駐車場所における具体的な交通環境によって判断することとなる。

(3) 駐車に係る用務（第3号）

公共交通機関の利用等では、目的を達成することが著しく困難であるか否かは、例えば、車両が単に用務地への移動手段であれば消極に解されるが、用務地において重量又は長大な貨物の積み降ろしを行うような場合には積極的に解されるなど駐車に係る用務に当該車両が果たす役割によって判断することとなる。

例えば、クレーン車や高所作業車等を使用する作業等は、当該車両を直ちに移動することができず、道路への車両の固着性が認められることから、道路使用の要許可行為に該当し、駐車許可の対象とはならない。

(4) 駐車可能な場所（第4号）

路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路（以下「駐車施設等」という。）の部分のないこと又は利用することが不可能なことに加えて、用務先との距離関係を定めたもので、駐車施設等があり、これを利用することが可能な場合には、駐車許可の対象とはならない。

「路外駐車場」とは、有料・無料を問わず不特定多数の者が利用可能な車両の駐車を目的とした道路外の場所をいい、個人所有の空き地、月極駐車場等は該当しない。

「路上駐車場」とは、不特定多数の者が利用可能な道路上の駐車施設全般をいい、時間制限駐車区間規制及び駐車可規制の駐車枠も該当する。

「おおむね100メートル以内」とは、徒歩で用務地に向かう場合の道なりに計測した場合の距離をいう。

第6 軽車両の燈火（第11条関係）

「牛馬そり以外のそり」には、人又は犬によって引く「そり」及び「手押しそり」が該当するが、牛馬そりがつけなければならない前照灯、尾灯及び反射器材について定めたものである。このうち、前照灯については、当該車両に固定して装置されているもののほか、当該車両の運転者が携帯している燈火も該当する。

第7 乗車又は積載の制限等（第12条関係）

法第57条第2項の規定により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認め、軽車両の乗車人員又は積載重量等の制限について定めたものである。

1 乗車人員の制限（第1号）

乗車装置等を有する軽車両の乗車人員について定めたものである。

(1) 二輪又は三輪の自転車（第1号ア）

二輪又は三輪の自転車の乗車人員は、原則として運転者一人であるが、例外として、(ア)から(エ)に規定する場合に限り、運転者以外の者の乗車を認めるものである。

ただし、幼児2人同乗用自転車に幼児2人を同乗させた場合は、4歳未満の者を背負って自転車に乗車することができない。

また、(オ)に規定する、他人の需要に応じて、有償で、自転車を使用して旅客を運送する事業の業務に関し、当該事業に従事する者が、1人又は2人の者をその乗車装置に応じて乗車させる場合とは、自転車を使用した運送業（いわゆる「ペロタクシー」）について、業として行なう場合に限り、運転者以外の者の乗車を認めるものである。

(2) 二輪又は三輪の自転車以外の軽車両（第1号イ）

乗車装置を有する軽車両の乗車人員について規定したものであるが、第1号アに規定する二輪又は三輪の自転車以外の軽車両には、乗合馬車、人力車等が該当し、乗車装置には、乗客の転落防止のため設けられた設備が木柵等であってもこれに該当する。

2 積載物の重量の制限（第2号）

積載装置を備える一般用の自転車、貨物運搬用自転車及び自転車に牽引されるリヤカーの積載重量を定めたものであり、これら以外の軽車両の積載物の重量については、細則に定めがないことから、社会通念に従って判断されることとなる。

3 積載物の大きさの制限（第3号）

自転車、牛馬車、牛馬そり及び荷車について、積載物の大きさの制限を定めたものであり、普通自転車については、歩道通行が認められている大きさの基準を超えないものとし、その積載物の幅は、0.6メートルを超えないこととしたものである。

4 積載物の積載の方法の制限（第4号）

軽車両の積載物について、重量及び大きさの制限のほか、車両の安定性を保つため、積載方法について定めたものである。

第8 運転者の遵守事項（第14条関係）

1 解釈及び運用上の留意事項

法第71条第6号の規定による車両等の運転者の遵守事項を定めたものであるが、本条各号に掲げる運転者の遵守事項に係る違反は、法第53条（合図）、法第55条（乗車又は積載の方法）又は法第70条（安全運転の義務）と競合する違反もあるので、その適用に当たっては、厳正に解釈して運用しなければならない。

なお、本条各号に掲げる運転者の遵守事項違反については、故意犯を処罰の対象としている。

2 運転の妨げとなるような服装をし、又は下駄その他運転の妨げとなるような履物を履いて自動車又は原動機付自転車を運転しないこと。（第1号）

(1) 趣旨

運転の妨げとなる服装と履物を区別して規定した。

服装を広義の「身なり」と解釈すれば、その一部である履物も服装の範ちゅうに入ることとなるが、ここでは両者を区別しているところから、服装とは、運転者が身に付けている履物を除く衣類のことをいう。

なお、自動車及び原動機付自転車の運転者に遵守義務を課すものであることから、その適用に当たっては、運転車両の種類等及び当該運転者の服装、履物について、運転の妨げになるか否かを個別に判断しなければならない。

(2) 運転の妨げとなるような服装

衣服の袖、裾等によって運転の障害となるような和服等を着用して運転することを禁止するものである。

なお、和服であっても、ズボン又はもんぺ等を履き、かつ、たすき掛け等をしている場合は該当しない。

(3) 運転の妨げとなるような履物

「運転の妨げとなるような履物」には、スリッパ、木製サンダル、下駄等の運転者の足に対して固着性を欠く履物、底の厚い靴のほか、サンダル等ペダルを踏みそこね、引っかけ、又は足の裏の感覚が伝わりにくい履物等、ペダルの適正な操作に影響を及ぼすおそれのあるものが該当する。

なお、ゴム草履は、著しい薄底以外のものは、足に対する固着性を欠く等の問題もないことから「運転の妨げとなるような履物」には該当しない。

3 かさをさして、大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車、原動機付自転車又は自転車を運転しないこと。(第2号)

自動二輪車、原動機付自転車又は自転車を運転するに当たり、降雨、降雪等の際に、傘をさして運転することは、不安定な走行となり、また、前方等の確認が不十分になり危険であることから禁止したものである。

4 携帯電話等を使用した状態（携帯電話等を手で保持することなく、かつ、その映像面を注視することなく使用することができる場合を除く。）又はヘッドホン等を使用して安全な運転に必要な音若しくは声が聞こえないような状態で自転車を運転しないこと。ただし、公益上やむを得ない場合は、この限りでない。(第3号)

(1) 趣旨

携帯電話等の通話や操作しながらの自転車の運転は、不安定な走行となり、また、前方等の確認が不十分になり危険であることから禁止したものである。

また、ヘッドホン等を使用しての自転車の運転についても、安全な運転に必要な周囲の音や声が聞こえない状態での運転となり危険であることから同様に禁止したものである。

(2) 携帯電話等を使用した状態

携帯電話やトランシーバー等の無線通話装置を含み、通話や操作のための片手運転や携帯電話等の映像面を見るため前方等を見ない状態をいう。

(3) ヘッドホン等を使用して安全な運転に必要な音若しくは声が聞こえないような状態

ヘッドホン等とは、イヤホーンを含み、両耳を塞いだ状態をいう。ただし、片耳だけのものは、周囲の音が全く聞こえないこととはならないことから該当しない。

(4) 公益上やむを得ない場合

公益上やむを得ない場合とは、犯罪や事故等を通報する場合や警察官が犯罪捜査等のため、自転車を運転しながら、やむを得ず連絡しなければならない場合をいう。

- 5 大型自動二輪車及び普通自動二輪車に乗車装置にまたがらせない乗車をさせて運転しないこと。(第4号)

運転者以外の者を、大型自動二輪車及び普通自動二輪車(以下「自動二輪車等」という。)に同乗させる場合に、乗車装置にまたがらないで、いわゆる横乗り又は立乗り(荷台又は座席に立った状態をいう。)等の方法で乗車させることは、同乗者が転落し、又は自動二輪車等の走行が不安定になったりするなどの危険性が高いことから禁止したものである。

なお、道路運送車両法に規定する第一種原動機付自転車への同乗は、いかなる方法であっても定員外乗車となる。

- 6 他の交通に対し妨害となり、又は迷惑を及ぼすような方法で物を携帯し、又は当該方法で物を携帯している者を乗車させて自動車、原動機付自転車又は自転車を運転しないこと。(第5号)

運転者自身が他の交通の妨害となったり、迷惑を及ぼすおそれのあるような物(以下「妨害物等」という。)を携帯すること及び妨害物等を携帯した者を乗車させることを禁止したものであり、その対象となる妨害物等には、はしご、旗竿、長い材木、ガラスその他これらに類するものが該当する。

- 7 積雪し、又は凍結している道路において、駆動輪のすべてタイヤに鎖を取り付けること又は雪路用タイヤを全車輪に取り付けることその他のすべり止めの方法を講じないで自動車又は原動機付自転車を運転しないこと。(第6号)

(1) 趣旨

積雪し、又は凍結した道路において、自動車(小型特殊自動車を除く。以下同じ。)及び原動機付自転車を運転する際のすべり止め装置の装着義務を定めたものである。

自動車及び原動機付自転車を運転する者は、雪路用タイヤ(雪路用タイヤとして製作された、いわゆるスノータイヤ、スパイクタイヤ及びスタッドレスタイヤをいう。以下同じ。)以外のタイヤ(以下「普通タイヤ」という。)を装着している場合は、四輪駆動車等の多軸駆動車を除き、駆動輪の全てのタイヤにタイヤチェーンを取り付けなければならないこととした。また、雪路用タイヤを装着する場合には、全ての車輪に取り付けなければならないこととしたものである。

雪路用タイヤ及びタイヤチェーンの装着以外のすべり止めの方法については、それが前二者と同等以上のすべり止めの効果があると認められる場合は、すべり止め装置を装着したことに該当する。また、普通タイヤにタイヤチェーンを取り付ける場合において、トレーラー車(トラクターがトレーラーをけん引している状態の自動車をいう。)等にあっては、駆動力及び制動効果等を考慮し、駆動輪のほかに被けん引車の最後部の軸輪に取り付けなければならないこととしたものである。

なお、「雪路用タイヤ」については、接地面の突起部が50パーセント以上摩耗していないもの(タイヤ用語にいう「スリップサイン」まで摩耗していないものをいう。)が該当する。

(2) 四輪駆動車等の多軸駆動車の場合

普通タイヤを装着した四輪駆動車等の多軸駆動車であって、全ての車輪(車軸)

を駆動する場合は、駆動する前輪又は後輪のいずれかの軸輪側のタイヤに、タイヤチェーンを取り付けなければならない。

なお、駆動輪を前後に切り替えることのできる自動車にあつては、現に駆動する軸輪側のタイヤに、タイヤチェーンを取り付けなければならない。

8 警音器を備えない自転車を運転しないこと。(第7号)

軽車両の警音器については、道路運送車両の保安基準に備付け義務が規定されているが、法には備付け義務が規定されていないことから定めたものである。

自転車の警音器の音色、音量等についての基準はないが、危険防止のための適当な音響を発するものである必要があり、性能の不備や破損等により正常に作動しないものについては、ここにいう警音器に該当しない。

9 ぎよ車台の設備のない牛馬車に乗車して運転しないこと。(第8号)

「ぎよ車台」とは、牛馬車(牛馬そりを含む。)の前面の牛馬を操る者が乗車する部分をいい、ぎよ車台の設備のない牛馬車に乗車して運転することを禁止するものである。

10 普通自動二輪車又は原動機付自転車を運転するときは、市町村の条例で定めるところにより、当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。(第9号)

普通自動二輪車(原動機が大きさが総排気量については、0.125リットル以下、定格出力については100キロワット以下のものに限る。)、又は原動機付自転車(以下「原動機自転車等」という。)を運転する際に、市区町村の条例で原動機付自転車等に取り付けることとされている標識等を表示する義務を定めたものであり、標識等の取り外し、折り曲げ、はね上げ、隠ぺい等を禁止するものである。

なお、「普通自動二輪車(原動機が大きさが総排気量については、0.125リットル以下、定格出力については100キロワット以下のものに限る。)」、「原動機付自転車」は、それぞれ道路運送車両法に規定する「第二種原動機付自転車」、「第一種原動機付自転車」に該当する。

11 道路運送車両法による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し、又は反射するための物を取り付け、又は付着させて、大型自動車、中型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車を運転しないこと。(第10号)

(1) 取締り対象車両

取締りの対象となる車両は、大型自動車、中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車であり、自動二輪車、原動機付自転車、小型特殊自動車のほか、原動機が大きさが総排気量については0.050リットル以下、定格出力0.60キロワット以下の普通自動車は、取締り対象外とした。

(2) 「赤外線を吸収し、又は反射するための物」

「赤外線を吸収し、又は反射するための物」とは、赤外線を吸収し又は反射させることにより、ナンバープレートの全部又は一部の判読が困難となるプラスチック板、アクリル板、スコッチテープ、塗料等をいい、その種類、材質、形状は問わない。

また、違反の検挙に当たっては、赤外線撮影資機材により、赤外線を吸収又は反射させるものであることを客観的に証明する必要がある。

なお、目視で判読できるナンバープレートを、ガムテープ等を使用し、これを判読できない状態とした場合は、道路運送車両法違反（ナンバー隠ぺい）として捜査することになる。

(3) 「取り付け、又は付着させ」

「取り付け」とは、ナンバープレートカバー等をビス、ボルト等を使用して取り付けることをいう。

「付着させ」とは、吸盤、磁石、ガムテープ、フック、接着剤等による貼付のほか、塗料等を使用してナンバープレートに塗布する場合も該当する。

第9 道路における禁止行為（第22条関係）

1 趣旨

法第76条第4項第7号に基づき公安委員会が、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めた行為を、道路における禁止行為として定めたもので、具体的な該当性の判断に当たっては、「道路における交通の危険性」、又は「著しく交通の妨害となるおそれ」の存在について判断しなければならない。

なお、本条各号に掲げる道路における禁止行為違反については、故意犯を処罰の対象としている。

2 交通のひんぱんな道路において、乗馬の練習又は自転車運転の練習をすること。（第1号）

「交通のひんぱんな道路」とは、例えば、車や歩行者の通行量が多い区間、場所等の道路の状態を指すものであり、交通の状態がどの程度に達すれば「ひんぱん」といえるかは、道路の広狭、通行する歩行者、車両等との相対関係により、社会通念に従って判断しなければならない。

なお、「乗馬又は自転車運転の練習」は、通常の通行方法によらないで、練習の意思をもってなされた行為が該当する。

3 進行中の自動車から、みだりに身体の一部を出し、又は物を突き出すこと。（第2号）

乗用型の自動車は窓から、貨物型の自動車は窓又は荷台から、故意に身体又は物件を車外に突き出すことを禁止するものである。

4 みだりに交通の妨害となるように道路に泥土、汚水、ごみ、くず等をまき、又は捨てること。（第3号）

正当な理由なく交通の妨害となるような泥土等をまき、又は捨てることを禁止するものである。

また、例示する「泥土、汚水、ごみ、くず等」は、法第76条第4項第4号に定める「石、ガラスびん、金属片等」以外の種々の不用な廃棄物等で、比較的細かい物が該当する。

なお、違反の検挙に当たっては、道路法（昭和27年法律第180号）第43条の道路に関する禁止行為の違反と競合する内容があるので慎重に判断しなければならない。

- 5 牛馬、めん羊その他の家畜等を道路に放し、又は交通の妨害となるような方法で、つないでおくこと。(第4号)

正当な理由がなく、牛馬等の家畜等を畜舎等の囲いから放し、若しくは家畜等を道路に進入させるような方法で係留することにより、交通の危険を生じさせ、又は著しく交通を妨害する行為を禁止するものであり、家畜等が偶発的に畜舎等の囲いから逸走したものは該当しない。

なお、「その他の家畜」には、山羊、犬その他大型の愛玩動物が該当する。

- 6 車両等の運転者の眼をげんわくするような光をみだりに道路に投射すること。(第5号)

道路に向けて、電灯等の強い光線を照射することによって運転者を眩惑させるなどにより、交通の危険を生じさせる行為を禁止するものである。

- 7 交通の妨害となるような除雪をすること。(第6号)

道路上を除雪した際、交通の妨害となるように雪を積み上げること、又は道路外から除雪した雪を道路上に排出し、交通の妨害を生じさせる行為を禁止するものであり、道路管理者等除雪について義務のある者が、除雪作業の過程で一時的に交通の妨害となった場合等は該当しない。

- 8 氷結するおそれがあるときに、道路に水をまくこと。(第7号)

凍結期に道路に水をまくなどして、氷結状態を現出させることによって、車両等を滑走等させ、又は歩行者の転倒等の事案を発生させるなど、交通の危険を生じさせるおそれのある行為を禁止するものである。

- 9 交通のひんぱんな道路においてたき火をすること。(第8号)

交通のひんぱんな道路におけるたき火を禁止するものであるが、たき火のほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により焼却禁止の例外として規定される風俗習慣上又は宗教上の行事を行うための不要となった門松、しめ縄等の焼却等を含む。具体的には、どんと祭におけるしめ縄等の焼却、孟蘭盆における迎え火、送り火等がこれに該当する。

なお、「交通のひんぱん」についての解釈は、第1号と同様である。

- 10 道路において、みだりに発煙筒、爆竹その他これらに類するものを使用すること。(第9号)

道路において、発煙筒、爆竹等を使用し、交通の危険を生じさせる行為を禁止するものであり、当該行為は、道路上への放置や道路を通行中の車両等から投げて使用することは無論のこと、道路外から道路上に投げ入れる行為も該当する。また、「これらに類するもの」には、煙殺虫剤、玩具花火等が該当する。

「みだりに」とは、正当な理由のないことをいい、具体的には、道路上を走行する車両の通行を妨害するために発煙筒を使用したり、道路使用許可を受けた祭礼行事以外で道路上で爆竹、玩具煙火を使用するなどがこれに該当する。

第10 道路の使用許可（第23条関係）

1 趣旨

法第77条第1項第4号の規定を受け、公安委員会がその土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため道路使用許

可の対象とする必要があると認めた行為を定めたものである。

- 2 道路にみこし、だし、踊り屋台の類を出し、又はこれらを移動すること。(第1号)
道路にみこし、だし、踊り屋台等を出し、又はこれらを移動させるなどの祭礼等に
伴う催し物を行うことをいい、その道路が車両通行止め又は歩行者用道路等の交通規
制が実施されているか否かは問わない。
- 3 道路において競技、パレード、仮装行列、ちょうちん行列、集団行進等を行うこと。
(第2号)
「競技」には、マラソン競走、駅伝競走、自転車ロードレース及びトライアスロン
競争等が該当する。
「パレード」には、徒歩又は車両による祝賀パレード等が該当し、多数で行列する
チンドン屋等は、「仮装行列」に該当する。
適用除外行為の「葬列等」には、葬儀に伴う行列のほか、婚姻に伴う嫁入り行列、
競技性のないサイクリング等が該当する。
- 4 道路において祭礼行事、式典、記念行事その他の催物を行うこと。(第3号)
祭礼行事、式典、記念行事のほか、見物人等が集まる催物でそれ自体が交通に著し
い影響を与えるものが該当する。
祭礼行事等の一環として、道路上にのぼり、旗、アーチ及び七夕飾り等の装飾物等を
設置する場合も該当する。
- 5 道路においてロケーション、撮影会又は街頭録音会を行うこと。(第4号)
映画又はテレビのロケーション、写真の撮影会、ラジオの街頭録音のほか、これら
に類似する行為で、交通に著しい影響を及ぼすおそれがあるものが該当する。
- 6 道路において消防、避難、救護その他の訓練を行うこと。(第5号)
消防訓練、避難訓練、救護訓練のほか、道路上に用具等を設置して実施する訓練又
は実施することにより交通に著しい影響を及ぼすおそれがある訓練が該当し、実施主
体及び訓練種別を問わない。
- 7 道路に人が集まるような方法で演説、演芸、奏楽、映写等をし、又は拡声器を使用
し、若しくはラジオ、テレビジョン等の放送を行うこと。(第6号)
道路上で行うもののほか、道路外において行う演説やコンサート等であっても、道
路に人が集まるような方法やその影響により道路上まで人があふれる状況になるよ
うな方法で行う行為が該当する。
- 8 交通のひんぱんな道路に広告、宣伝等の印刷物その他の物品を撒布し、又は交通の
ひんぱんな道路において進行する者にこれを交付すること。(第7号)
交通のひんぱんな道路において、通行する歩行者等に対して、立ち止まらせる、握
手を求める、又は会話を求めるなど、交通に著しい影響を及ぼすおそれがある方法
による行為が該当するが、単に、広告又は宣伝等のため通行する歩行者等を立ち止
まらせることなく、チラシ、テッシュペーパー等の物品を配布する行為は該当しない。
「交通のひんぱん」についての解釈は、第22条第1号と同様である。
- 9 道路において人の集まるような方法で寄附を募集し、署名を求め、又は立売り等
の方法で物を販売すること。(第8号)
道路に人が集まるような方法で行う寄附の募集、署名活動又は立売り等であれば、

行為者が一人であると、複数であることを問わず該当する。

「立売り等」とは、道路上で商品を携帯して販売する態様の行為をいう。

- 10 広告又は宣伝のため、車両等に著しく人目をひくような旗、のぼり、看板を掲出し、又は特異な装飾その他の装いをして通行すること。（第9号）

「著しく人目をひく」とは、車体全体を造花等で装飾して通行する行為、車体に動物の絵等を記載して通行する行為のほか、車両に搭載した装置により映像を写し、かつ音声を流しながら通行する行為等がこれに該当するが、単に、車体側面に広告又は宣伝の文言を記載して通行する行為、拡声機のみで広報又は宣伝する行為は該当しない。

車両等に旗、のぼり、看板等を多数掲出する行為は無論のこと、少数の掲出であっても、車両の積載物又は装飾と一体化していれば、「特異な装飾その他の装い」に該当する。

- 11 道路においてロボットの移動を伴う実証実験を行うこと。（第10号）

ロボット（自動的に歩行又は移動を行うことができるものに限る。）の運動性能を実証するための歩行又は移動を伴う実験が該当する。

「自動的」とは、まったく人の手を介さないものには限定するものではなく、有線又は無線による人の操作によって歩行又は移動するものも該当する。